

平成26年5月22日

KEMPOSご担当 殿

株式会社 ネットワークス
〒561-0893 豊中市宝山町 23-31
TEL06(6844)1069 FAX06(6844)2754
〒102-0083 千代田区麴町 4-1-4
TEL03(3556)2921 FAX03(3556)2923

平成26年5月バージョンアップのご案内

拝啓 貴所益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引立てに預かりありがとうございます。さて、KEMPOSに関し、以下の点につきバージョンアップを行いますので、ご案内申し上げます。バージョンアップ内容の詳細につきましては、追って、弊社ホームページにアップさせていただきます。

敬具

(1) バージョンアップ内容 (今回のリリースは Ver710となります)

(特許管理/パソコン出願取込)

- 平成26年4月より審査請求料及び10年度までの特許料について、従来の全額・半額に ----- 2
プラスして2/3免除(負担は1/3)が導入されましたので、対応しました。
- 以下の編集コードを追加しました。 ----- 4
・担当者のEメール、郵便番号、TEL番号、FAX番号、住所を表示する編集コードを追加しました。
- 受任検索に「Form」機能を追加しました。 ----- 5

(外国出願関係)

- シンガポール特許法の改正に対応しました(2014年2月14日以降出願分から適用)。 ----- 6
- インドネシア特許の年金管理に対応しました。 ----- 8
- タイ特許の年金管理に対応しました。 -----10
- マカオ権利拡張の期限解除に対応しました。 -----17

(特許管理/パソコン出願取込)

- 平成26年4月より審査請求料及び10年度までの特許料について、従来の全額・半額にプラスして2/3免除(負担は1/3)が導入されましたので、対応しました。

現在の料金

通常の特許出願 : 118,000 円+請求項数 X4,000 円

特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願 : 71,000 円+請求項数 X2,400 円

特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願 : 106,000 円+請求項数 X3,600 円

上記の場合、通常の特許出願で減免なしなので、118,000+4,000X2=126,000 円となります。

- ・審査請求の減免を「1/3に減免」に変更します。

出願台帳

整理番号: Test 1405-001

減免: 0 減免 /3に減免

顧客名: アルプス電気株式会社

顧客担当: 山本 一郎

出願手続

経過手続: 審査請求

請求日: 2014年4月30日

受領日: 2014年5月3日

請求項: 2 / 審査請求印紙代: 42,000円

- ・上記の場合、通常の特許出願で減免 1/3 なので、通常 (118,000+4,000×2=126,000) の 1 / 3 で 42,000 円となります。
- ・特許料についても同様です。

2. 以下の編集コードを追加しました。

- 担当者のEメール、郵便番号、TEL 番号、FAX 番号、住所を表示する編集コードを追加しました。

- {C21 : メール
- {C22 : 部署
- {C23 : TEL
- {C24 : FAX
- {C25 : 郵便番号
- {C26 : 都道府県
- {C27 : 市区町村
- {C28 : 番地
- {C29 : 建物

担当者名簿

担当者名簿 部分一致

担当ID 999 LEVEL LV 1 限定表示 1,2,3 表示

Edit New Write Delete

担当ID 999 LEVEL LV 1 限定表示 1,2,3 表示

担当者名 入力担当者 入社日 1990年4月1日

弁護士No. 0

弁護士No. 0

フリガナ

英名

Login

起動時設定 個人情報 各種指定

誕生日 1961年5月31日 性別 男 扶養家族 0

Mail Tel

部署 kempos Fax

送付先 〒 都道府県 市区町村

地名番地 建物

レコード: 1 / 1 フィルター処理なし 検索

3. 受任検索に「Form」機能を追加しました。

受任番号	受任種別	顧客名	件名	権利番号	受任日
0000-test	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2013/01/26
0000-test2	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2013/01/26
11111	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/09/28
aaaaa	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/02/13
BBBBB	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/06/15
P2010-012	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/01/12
P2011-010	出願受任(特)	特許株式会社			2012/01/12
P2011-011	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/01/12
P2012-001	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/11/01
P2013-021	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2013/06/16
Test001	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2012/10/24
Test001-1	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2013/03/16
Test001-1_0	出願受任(特)	アルプス電気株式会社			2013/03/16

- 受任検索の画面に「Form」ボタンを追加しています。
受任検索の検索結果を利用してユーザー独自の機能を追加するためのインターフェース機能です。
- リスト様式で以下のように設定します。

リスト様式設定

リストID: 2110

様式ID: 2110 様式名: 受任一覧表

リスト種別: 受任検索 台帳種別: 受任台帳 自他分類: 全種

レポート名: 受任L10 内外区分: 自動

レポート名2: F:受任検索拡張 法分類: 全分類

担当種別: []

状態指定: [] 関連出願: []

顧客種別初値: 代表出願人 [] 存続(Live) [] 未印刷 [] 依頼人 []

印刷制初値: [] Header [x] Title [x] 経過 []

印刷制初値2: [] IDS [] 表示SW [x] FormCall [x]

完了区分初値: [] 除満了 [x]

印刷順: 受任番号, tb10drMas, 受任ID

- レポート名2に呼び出すフォームの名称を入力します。
「FormCall」のチェックボックスをオンにします。

(外国出願関係)

4. シンガポール特許法の改正に対応しました（2014年2月14日以降出願分から適用）。

・以下の件が対象となります。

- ① 国際出願日に関係なく、2014年2月14日以降シンガポールにおいて国内移行出願される全ての
- ② PCT出願
- ③ シンガポール国内において2014年2月14日以降出願されるすべてのシンガポール特許出願
- ④ 親出願の出願日に関係なく、2014年2月14日以降シンガポール国内において出願される全ての分割出願

・自己査定制度から積極的審査制度への移行ということで、審査方式が大きく変わると思われます。従来の2トラック（Fast Track, Slow Track）の制度を廃止して、ANNEX AとANNEX Bの2ルートになります。この2つは、期限の管理が異なります。

・ANNEX AとANNEX Bの期限に関しては以下の通りです。

① 審査請求期限の変更

A→審査請求期限が優先日から36か月

B→審査請求期限が優先日から54か月

② OA応答期限の変更

A→1つ以上のOAが発行され、最初のOAから18か月以内に応答する必要がある

B→OAは一回のみ。OAが発行され、応答期限は6か月。

③ 存続期間や年金に関しては、変更はありません。

・SG特許14A（ANNEX A）、SG特許14B（ANNEX B）の2つの出願種別を追加します。

出願種別設定

国分類: SG, 法分類: []

種別ID: 9212, Code: P, 出願国: シンガポール, 法分類: 特

並び順ID: 9212, 種別名: SG特許14A, 種別英名: Patent

各種設定 | 期限設定 | 年金設定

優先出願期限: 1, 優先証明期限: 優先権日, -16, 香港出願期限: []

優先有効期限: [], PD審議期限: [], 香港EP指定国: [], 香港登録申請期限: []

審査請求期限: 優先権日, -36, 到達期間加算: [], 分割出願期限: []

予備審査期限: なし, 0, 審請料返還期間: [], 対応出願期限: []

追完期限: なし, 0, EESR応答期間: [], 使用宣誓書期限: []

出願審議期限: [], 実施報告期限: [], 指定納付期限: [], 審査請求延長期間: 0

アクセパンス期限: [], 0

手順期限設定

応答期間設定

出願種別: 9212, 手続ID: []

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限	
						国内	外国	国内	外国	国内	外国
[]	シンガポール	SG特許14	登録査定(設定納付期限の計算)	設定納付	優先権日	-60	-60	0	0	[]	[]
[]	シンガポール	SG特許14	オフィスアクション	Due Date	手続日	-18	-18	0	0	[]	[]

出願種別

出願種別設定

部分一致

国分類 SG 法分類

Edit New Write

手続設定 期限設定

IDS設定 一覧表示

種別ID 9213 Code P 出願国 シンガポール 法分類 特

並び順ID 9213 種別名 SG特許14B

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限 1 優先証明期限 優先権日 -16 香港出願期限

優先有効期限 PD翻訳期限 香港EP指定国

香港登録申請期限

審査請求期限 優先権日 -54 到達期間加算 分割出願期限

予備審査期限 なし 0 審請料返還期間

追完期限 なし 0 EESR応答期間 対応出願期限

出願翻訳期限 実施報告期限 使用宣誓書期限 0

指定納付期限 審査請求延長期間 0

アクセプタンス期限 0

手続期限設定

応答期間設定

出願種別 9213 手続ID

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限	
						国内	外国	国内	外国	国内	外国
	シンガポール	SG特許14	登録査定(設定納付期限の計)	設定納付	優先権日	-60	-60	0	0	0	0
	シンガポール	SG特許14	オフィスアクション	Due Date	手続日	-6	-6	0	0	0	0

5. インドネシア特許の年金管理に対応しました。

インドネシア特許の年金は以下のとおりです。

- ・登録後に納付する必要がある、特許付与後1年以内に出願日からの累積維持年金を納付する。
- ・その後の年金は、特許付与の日に対応する日前に納付する。
- ・年金起算日は出願年の登録月日。
- ・料金は後払い。

①出願種別

「年金納付期限：登録日」「年金起算区分：ID特許型」「設定納付年：1」「年金納付年：1」

②使用する手続き

「出願：出願(審)」「登録査定：登録査定(設定納付期限の計算あり)」

「設定納付：設定納付(納付年数入力なし)」

「登録：登録(年金3)：登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり)」

③具体例を示すと以下のとおりです。

- ・出願日：2008/09/29
- ・登録日：2013/03/15(納付年始=1、納付年終=4を入力。)

この場合、2008/09/29-2009/09/28を第1年度と数えます。登録日から1年後(2014/03/15)までに、出願からの累積年金として2008/09/29から2013/09/28までの分(5年分)を支払う必要があります。年金の始まりは、KEMPOSでは「5年度分の年金の期限」となりますので、納付年は「4」とする必要があります。(便宜上4年度分まで納付済み)。

これでKEMPOSの計算ルール(年金起算日+納付年度=年金期限)と一致するようになります。

登録日の入力で年金起算日として「2010/03/15」を計算セットします。

現状では年金起算日は「2008/03/15」が自動セットされるので2年分少なくなり手動で補正が必要です。

セットされる年金起算日に2プラスすることで正しく自動計算されます。

そのようにして、納付年数「4」で年金期限は「2014/03/15」と計算されます。

- ・登録日の入力を行います。(出願日は「2008/09/29」で入力されています。)

- ・登録日「2013/03/15」を入力します。
- ・納付年は出願からの累積年数を元に計算します。
出願日「2008/09/29」から「2013/09/29」の5年分ですが、これを登録から1年後(2014/03/15)までに、支払います。すなわち、後払いとなります。
KEMPOSでは「年金期限=年金起算日+納付年」・「納付年=次回納付年度-1」としていただきますので、「次回納付年度=5年度分」の期限ということで、納付年には「4」がセットされます。
- ・年金は「出願年の登録月日起算」ですが、年金起算日の計算は年金期限(2014/03/15)の4年前として「2010/03/15」となります。

6. タイ特許の年金管理に対応しました。

タイ特許の年金は以下のとおりです。

○特許登録日が出願日から5年より前であった場合

特許権存続期間（出願日を起算日）の第5年目の第1日から60日以内に5年目の年金を支払う。

6年目以降の年金についても同様で、6年目の第1日から60日以内に支払う。

○特許登録日が出願日から5年目を経過していた場合

特許登録日が出願日から5年目を経過し、例えば7年目に至っていた場合、特許日から60日以内に5年度分及び6、7年目の年金を納付する。8年度分は、特許権存続期間の第8年目の第1日目から60日以内に納付し、以後の年も同様。

○年金全額（最終20年度分）までの一括払いや、まとめて数年分の年金支払いも可能です。

○KEMPOSでの扱いは具体的に示すと以下の通りとなります。

- ・年金起算区分の「TH特許型」を追加する。
- ・出願時に「出願日+60日」を年金起算日にセットする。
- ・出願日が「2008/10/10」とする。
第5年目とは出願日から4年後の次の日（2012/10/11）から1年間（2013/10/10）までを表す。
登録日が5年目より前とは4年後の（2013/10/10）より前を指す。
- ・登録日が2012/10/09であれば、第5年目の2012/10/11から60日以内に納める。
- ・登録日が2012/10/15であれば、5年目を経過しているので、登録日から60日以内に5年度分を納める。
- ・登録日が2013/10/15であれば、6年目を経過しているので、登録日から60日以内に5から6年度分を納める。（2013/10/15 - 2008/10/10 = 5年と5日。）

○登録に関して、5年目を経過している場合のみ、60日以内に初回年金の期限が発生するので、5年目経過前か後かで機能が異なる。そのために手続きを追加します。

22070：タイ特許登録（出願から5年目まで：出願日から4年後より前）

22080：タイ特許登録（出願から5年目経過：出願日から4年後より後）

22090：タイ初回年金（初回年金）

- 出願種別の設定です。

出願種別設定

部分一致

手続設定 期限設定

IDS設定 一覧表示

国分類 TH 法分類

Edit New Write

種別ID 11210 Code P 出願国 タイ 法分類 特

並び順ID 11210 種別名 TH特許

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

維持年金 出願時納付 4 調整期間

存続期限区分 期限の短いも 存続期限A 出願(遍及) 20 最大年数

満了日計算 存続期限B なし 0 延長期間 延長手続

年金納付期限 出願(遍及) 設定納付年 4 最終納付年

年金起算区分 TH特許型 年金納付年 1 年金初行設定区分

各国手続設定

11210 0 TH タイ 使用可能手続の印刷 手続定義の追加と修正

Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	変更/削除
TH	タイ	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
TH	タイ	審査	納付	設定納付(納付年数入力なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
TH	タイ	審査	登録(TH1)	タイ登録(出願から5年未満)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
TH	タイ	審査	登録(TH2)	タイ登録(出願から5年以上経過)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
TH	タイ	審査	初回年金(TH)	タイ5年経過後の初回年金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
TH	タイ	特許庁から指令-通知	対応出願提出指令	対応外国出願情報提出指令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 年金起算区分を「TH 特許型」とします。
- 「登録(TH1)」「登録(TH2)」「初回年金(TH)」を追加しています。
- 登録(TH1)の手続定義です。

手続定義設定

部分一致 手続定義

共通手続に登録

手続定義 Copy Edit New Write Delete

手続定義名 登録(TH1) 手続定義ID 22070

手続名称 登録

手続名称2 登録

手続英名称

手続詳細 タイ登録(出願から5年目まで:出願日から4年後より前)

手続設定 期限設定

翻訳期限設定 なし

優先証明期限設定 なし

PD翻訳期限設定

応答期限設定 解除

存続期限設定 設定

審査請求期限設定 なし

年金期限設定 なし

更新期限設定 なし

- 出願から5年目（4年後）までに登録になった場合はこちらで入力します。
- 存続期限を計算します。
- 年金期限は計算しません。

- 登録(TH2)の手続定義です。

- 出願から5年目（4年後）以降に登録になった場合はこちらで入力します。
- 存続期限を計算します。
- 年金期限は計算しません。
- 応答期限「初回年金」を設定します。

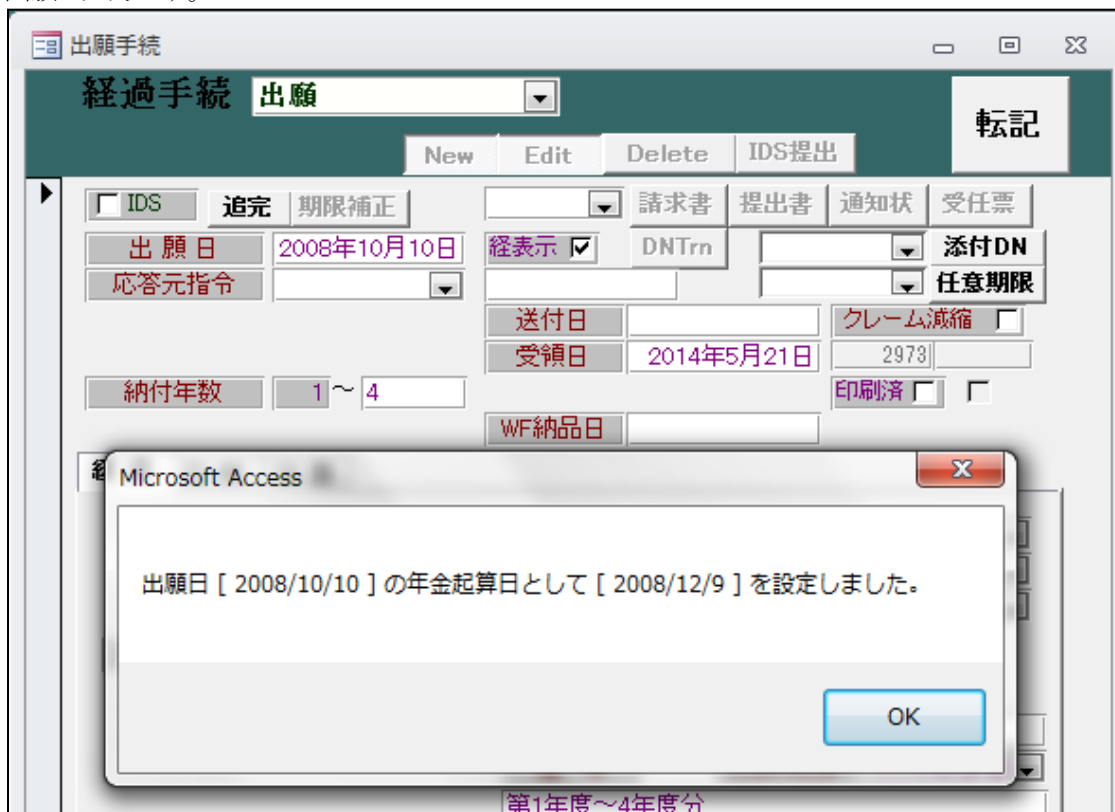
- 応答期間を設定します。（手続日から60日で設定します）

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限	
						国内	外国	国内	外国
	タイ	TH特許	タイ登録(出願から5年目経過:初回年金	初回年金	手続日	60	60	0	0
	タイ	TH特許	登録査定(設定納付期限の計算	設定納付	手続日	60	60		
	タイ	TH特許	オフィスアクション	Due Date	手続日	30	30		

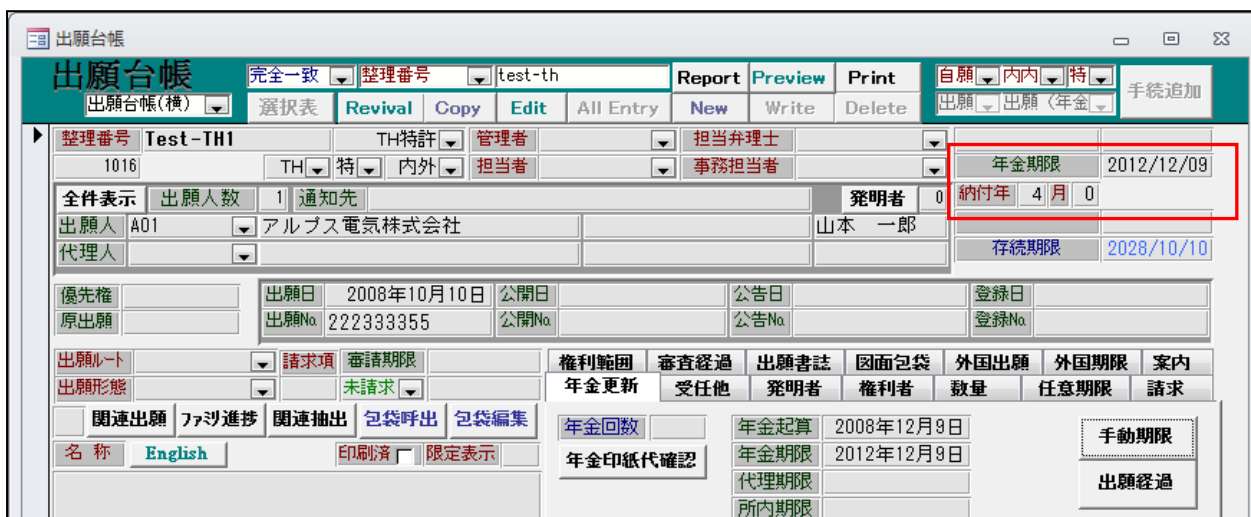
- 初回年金(TH)の手続定義です。

- 年金期限の設定を行います。

- 出願の入力です。

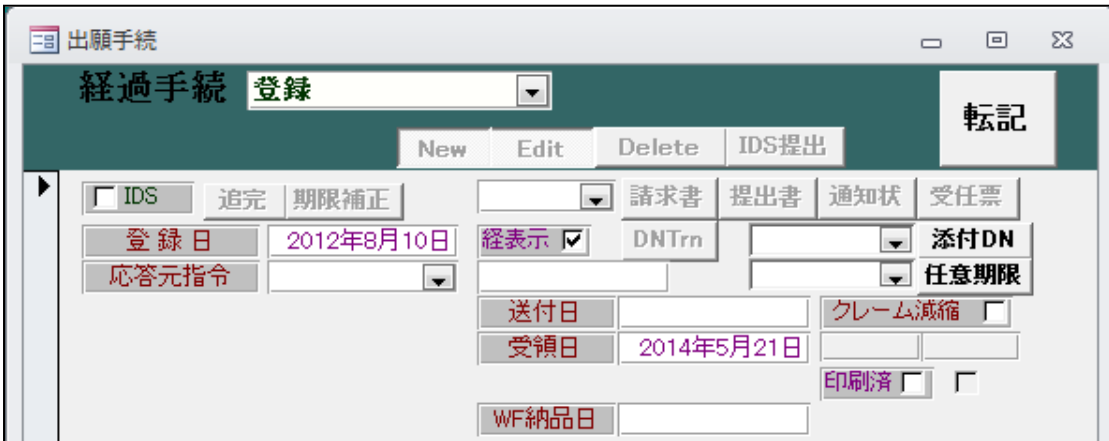
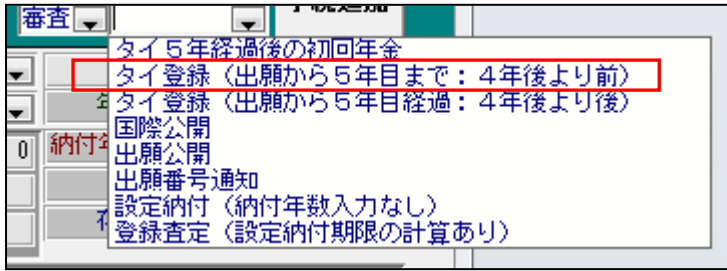


- 納付年数は初期値「4」をセットします。
- 年金起算日として「出願日から60日後」の日付を計算セットします。
- 出願入力後の出願台帳画面です。



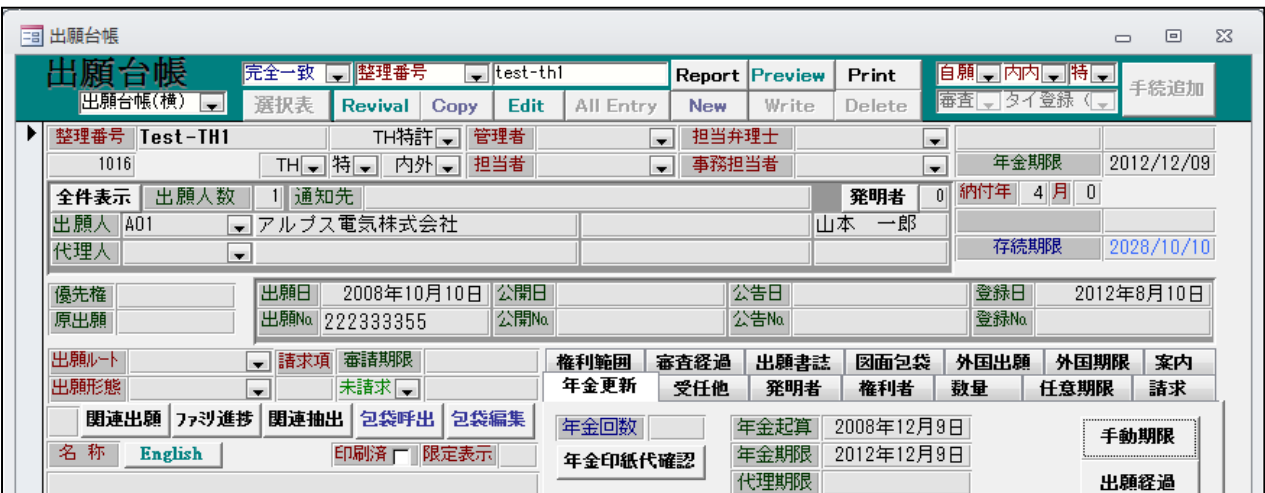
- 納付年をセットします。
- 年金起算日をセットします。
- 年金期限をセットします。(出願日から4年後)

- 登録（出願日から5年度目（4年後）より前）の入力。



- 経過入力のみです。

- 入力後の出願台帳です。



- 「納付年」「年金期限」は変わりません。
- 存続期限が計算されています（出願日から20年）

- ・登録（出願日から5年度目（4年後）より後）の入力。

審査

タイ5年経過後の初回年金
 タイ登録 (出願日から5年目まで: 4年後より前)
タイ登録 (出願日から5年目経過: 4年後より後)
 国際公開
 出願公開
 出願番号通知
 設定納付 (納付年数入力なし)
 登録査定 (設定納付期限の計算あり)

出願手続 経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求者 提出書 通知状 受任票

登録日 2012年12月1日 経表示 DNTrn 添付DN 任意期限

送付日 受領日 2014年5月21日 クレーム減縮 印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

初回年金 2013年1月30日
 最終期限

- ・応答期限として「初回年金」（登録日から60日後）が計算されます。
- ・入力後の出願台帳です。

出願台帳

出願台帳(横) 完全一致 整理番号 test-th1 Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) 選択表 Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査 タイ登録

整理番号 Test-TH2 TH特許 管理者 担当弁理士 年金期限 2012/12/09

1017 TH 特 内外 担当者 事務担当者

全件表示 出願人数 1 通知先 発明者 納付年 4月0

出願人 A01 アルプス電気株式会社 山本 一郎 **初回年金 2013/01/30**

代理人 存続期限 2028/10/10

優先権 出願日 2008年10月10日 公開日 公告日 登録日 2012年12月1日

原出願 出願No 2222233223 公開No 公告No 登録No

出願ルート 請求項 審請期限 年金更新 受任他 発明者 権利者 数量 任意期限 請求

出願形態 未請求 権利範囲 審査経過 出願書誌 図面包袋 外国出願 外国期限 案内

関連出願 ファジ進捗 関連抽出 包袋呼出 包袋編集

名称 English 印刷済 限定表示

指令名称 手続名 登録 2 出願経過

指令発送 手続日 2012/12/01 手続

期限名称 初回年金 指令日 2012/12/01

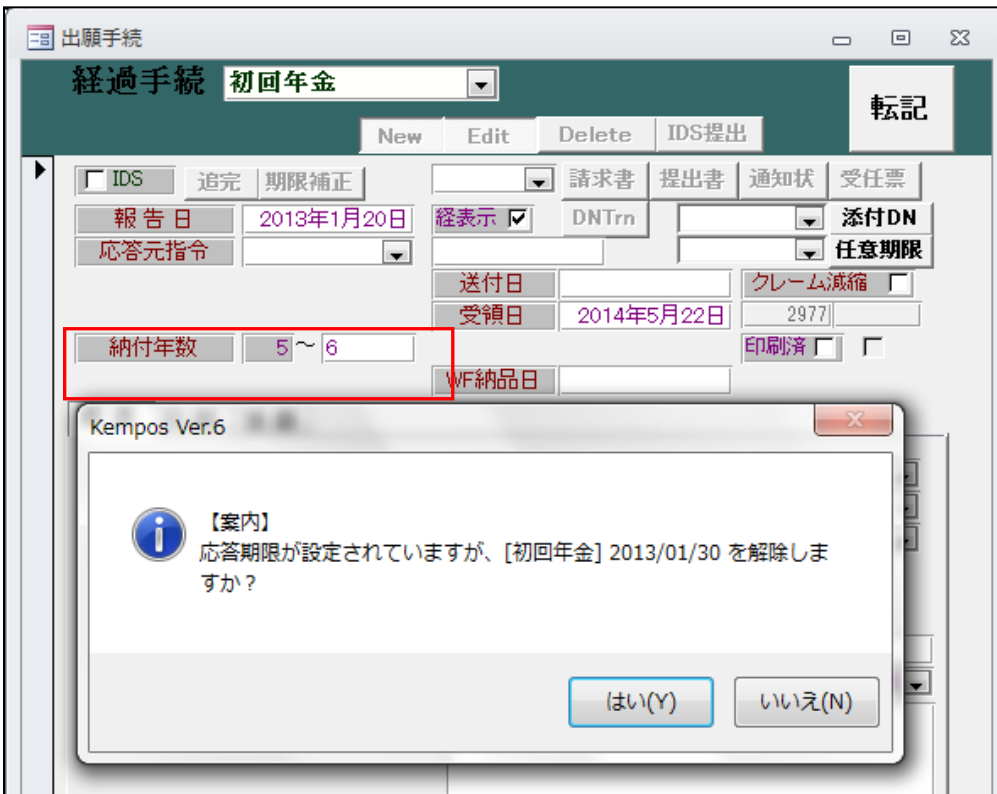
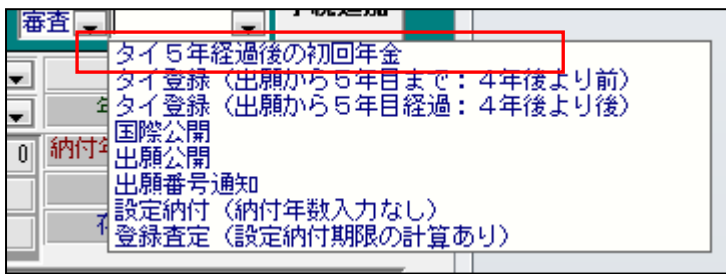
応答期限 2013/01/30 手続期限 2013/01/30

最終期限 最終日 2012/12/01

受任台帳

- ・応答期限として「初回年金」（登録日から60日後）が計算されます。

- 登録（出願日から5年度目（4年後）より後）の入力。



- 出願からの累積年数で納付年を計算します。
- 応答期限はクリアします。
- 入力後の出願台帳です。



- 「納付年」「年金期限」が更新されています。
- 応答期限はクリアされています。

7. マカオ権利拡張の期限解除に対応しました。

・中国(CN)特許の応答期限に設定された「マカオ権利拡張」の期限が以下の手続きを行った際に解除されるように対応しました。

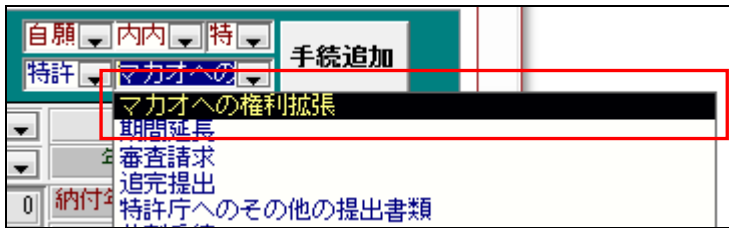
- ① マカオ(MO)特許にて「マカオへの権利拡張」の手続き
- ② 中国(CN)特許にて「マカオ権利拡張せず」の手続き

・中国(CN)特許で「登録」手続きを入力した際に応答期限に「マカオ権利拡張」が設定されます。

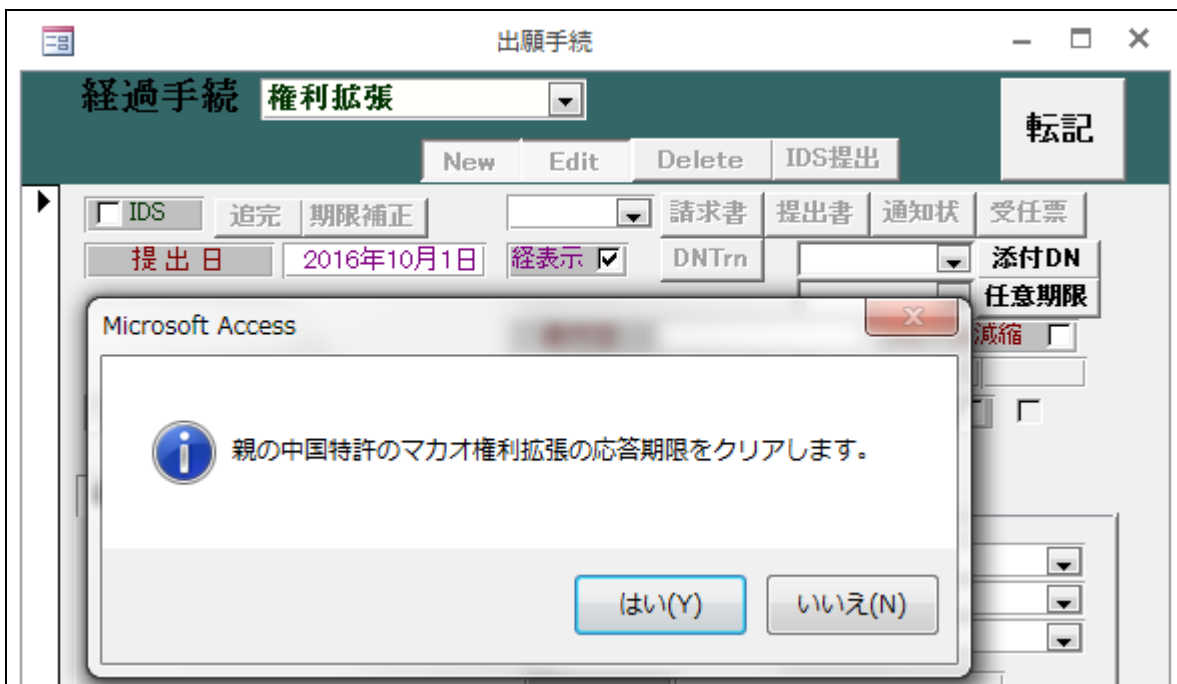
① マカオへの権利拡張を行う場合、マカオ(MO)特許で「マカオへの権利拡張」の手続きを入力します。

・マカオ(MO)特許にて「マカオへの権利拡張」の手続きを行うと、関連出願に「マカオ親出願」として関連付けた中国(CN)特許の「マカオ権利拡張」の期限が解除されます。

- マカオ(MO)特許で「マカオへの権利拡張」を選択し、転記します。



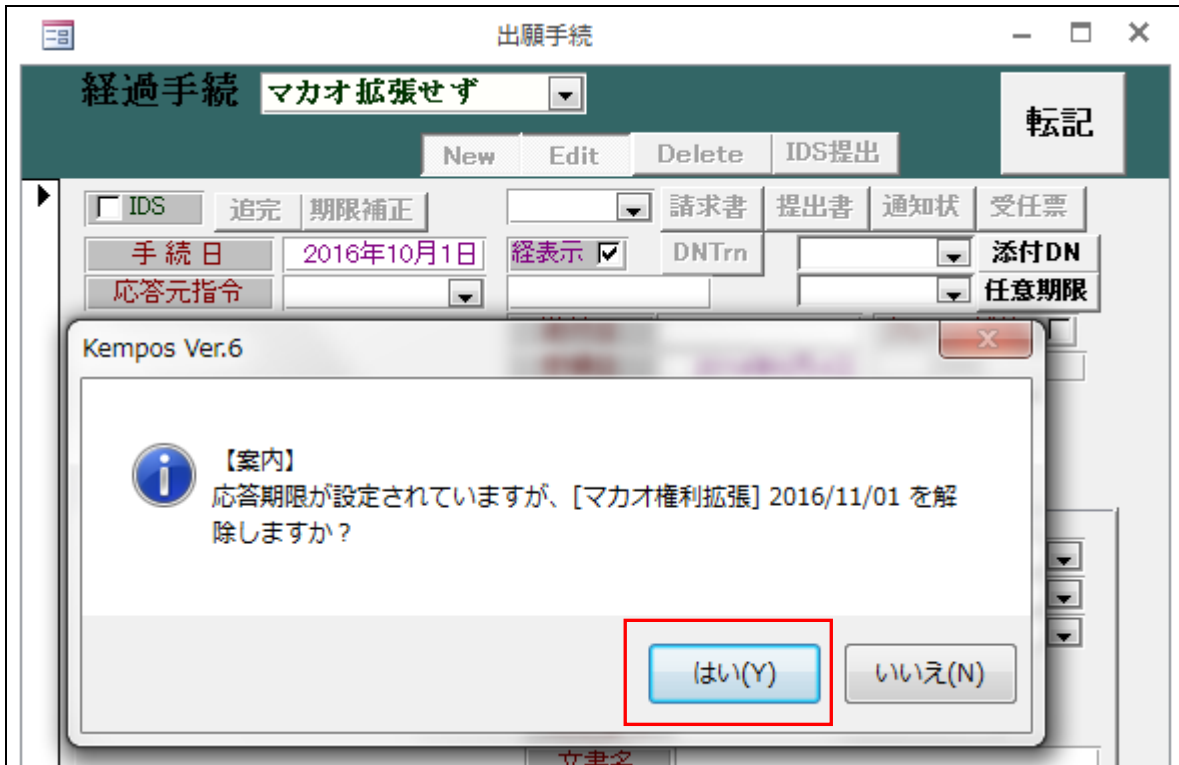
- 下図のメッセージで「はい」を押します。



- ・下図、マカオ(MO)特許に関連付けられている中国(CN)特許で、「マカオ権利拡張」の期限が解除されています。

- ② マカオへの権利拡張を行わない場合、中国(CN)特許で「マカオ権利拡張せず」の手続きを入力します。
 - ・中国(CN)特許で「マカオ権利拡張せず」を選択し、転記します。

- ・下図のメッセージで「はい」を押します。



- ・下図、入力後の出願台帳で、「マカオ権利拡張」の期限が解除されています。

